

【リヒテンシュタイン政府発表】新型コロナウイルス感染症予防のための追加措置について

【ポイント】

● 11月3日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルス感染症予防のための追加措置を発表

【本文】

11月3日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の追加措置を発表しました。

1 私的事件の制限

(1) リヒテンシュタインにおいて、家族及び友人同士での感染が大部分を占めているという分析に基づき、私的事件の参加人数が現行の最大30人から最大10人に引き下げられます。

(2) 参加者が10人を超える私的事件は、公的事件と同じ条件を満たす必要があります。

特に、1. 5mの社会的距離を確保し、屋内においてマスク着用が義務付けられるほか、飲食物の提供は禁止されます。

2 自己検疫対象の拡大

子供の感染が主に家庭内で生じているとの研究結果に基づき、同一世帯内で陽性判定者が確認された場合、自己検疫対象が義務教育課程修了前の児童及び生徒に拡大されます。

3 適用日

2020年11月4日(水)以降

○リヒテンシュタイン政府発表(ドイツ語のみ)

<https://www.regierung.li/media/attachments/613-corona-einschraenkung-private-veranstaltungen-1103.pdf?t=637400202387139571>

○10月23日：リヒテンシュタイン追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100106954.pdf>

○10月20日：リヒテンシュタイン追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100105670.pdf>

○10月15日：リヒテンシュタイン措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104217.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : [consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>